一定の投資性金融商品の販売・販売仲介に係る

投資信託

重要情報シート（個別商品編）

［使用開始日：20250701］

1 商品等の内容　当社は、組成会社等の委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています

金融商品の名称・種類	**東海東京 ヌビーン チャーチル プライベート・キャピタル ファンド**
組成会社（管理会社）	UBS・マネジメント（ケイマン）リミテッド
投資運用会社	東海東京アセットマネジメント株式会社
販売委託元	UBS・マネジメント（ケイマン）リミテッド
金融商品の目的・機能	ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド（Nuveen Churchill Private Capital Income Fund）（以下「投資対象ファンド」といいます。）のクラスＩ受益証券を通じて、プライベート・キャピタルへの共同投資によって主としてインカム・ゲインの獲得と二次的に長期的な元本成長を目指して運用を行います。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	この商品は中長期での資産形成を目的とし、元本割れリスクを許容する方で、商品に対する知識や投資経験がある、もしくは説明を受けて商品性を理解いただける方を想定しております。
パッケージ化の有無	パッケージ化商品ではありません。
クーリング・オフの有無	クーリング・オフ（契約日から一定期間、解除できる仕組み）の適用はありません。
次のようなご質問があればお問い合わせください	①あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。 ②この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。 ③この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。

2 リスクと運用実績　本商品は、元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります

損失が生じるリスクの内容	運用資産の市場価格の変動による影響を受けます。投資先などの破綻や債務不履行による影響を受けます。 為替相場の変動による影響を受けます。金利変動による影響を受けます。経済成長鈍化や景気後退、またはインフレーションなどのマクロ経済要因の影響を受けます。運用資産は流動性が低いため売却が必要な際に損失が発生する可能性があります。運用資産は市場価格がなく公正価値で評価されるため売却が発生した際の実現損益と乖離する可能性があります。借入れ等を利用して自己資金を超える資金で投資を行う（レバレッジ）ため、リターンの変動制（ボラティリティ）が高くなることがあります。
［参考］過去１年間の収益率	2024 年 5 月 21 日(運用開始時)より 2025 年 4 月 30 日までの収益率は、+6.28%となります。 （収益率は、税引き前の分配金を再投資したものとして算出しています）
［参考］過去５年間の収益率	2024 年 5 月 21 日より運用開始のため、現時点では表示できる過去 5 年間の収益率はありません。

※ 損失リスクの内容の詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】のＰ4～6 に記載しています。

次のようなご質問があればお問い合わせください	④上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。 ⑤相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。

3 費用　本商品の購入又は保有等には、費用が発生します

購入時に支払う費用（販売手数料など）

購入は、口数でのみお申込みいただきます。
購入時手数料の額は、購入口数に応じて次に掲げる率を乗じて得た額とします。

購入時の申込口数	手数料率
2,000 口未満	購入代金の 3.3%（税抜 3%）
2,000 口以上 5,000 口未満	購入代金の 2.2%（税抜 2%）
5,000 口以上 10,000 口未満	購入代金の 1.65%（税抜 1.5%）
10,000 口以上 50,000 口未満	購入代金の 1.1%（税抜 1%）
50,000 口以上	購入代金の 0.55%（税抜 0.5%）

継続的に支払う費用（信託報酬など）	ファンドの資産から支払われる総報酬は、純資産総額の年率 2.26%程度です。 その他、設立費用、監査報酬、目論見書等の印刷費用、信託財産の処理に関する費用、設定後の法務関連費用、信託財産にかかる租税等がファンドの信託財産から支弁されます。これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することはできません。
売却（解約）時に支払う費用（信託財産留保額など）	ありません。
運用成果に応じた費用（成功報酬など）	成功報酬は、投資対象ファンドのインカムについて利益率が年率６％を超え年率 7.06%に達するまでの部分は年率６％を超える部分に対して 100%、年率 7.06%を超える部分は年率 7.06%を超える部分に対して 15%、および累積実現キャピタル・ゲインに対して 15%です。

上記以外に生ずる費用を含めて詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「ファンドの費用」に記載しています。

次のようなご質問があればお問い合わせください	⑥私がこの商品に○○万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。 ⑦費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

（裏面も必ずご確認ください）

東海東京証券

4 換金・解約の条件　本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります

換金・解約の条件	この商品の信託期間は 2163 年 12 月 1 日です。ただし、繰上償還の場合があります。 換金時の手数料はありません。 換金（買戻し）は、年に 4 回にお申込み可能です。 受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、管理会社は買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数および方法を限定することができます。また、投資対象ファンドは、その発行済受益証券総数の５％を上限として四半期ごとに買戻しを行う予定です。

詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】のＰ9～１１に記載しています。

次のようなご質問があればお問い合わせください	⑧私がこの商品を換金・解約するとき、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してほしい。

5 当社の利益とお客さまの利益が反する可能性

利益相反の可能性	当社がお客様にこの商品を販売した場合、当社は、お客様が支払う管理報酬のうち、販売報酬（受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理等の対価）として年率 0.50%の報酬を頂きます。また、代行協会員報酬（純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等の対価）として年率 0.15%の報酬を頂きます。 当社と組成会社（管理会社）の間に重要な資本関係等はありません。 この商品の投資運用会社は、当社の親会社である東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の持分法適用関連会社である株式会社お金のデザインの 100%子会社です。 当社の営業職員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

利益相反の内容とその対処方法については、弊社ホームページをご参照ください。
https://www.tokaitokyo.co.jp/policy/adverse_interest.html

次のようなご質問があればお問い合わせください	⑨あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6 租税の概要　NISA、iDeCo の対象か否かもご確認ください

- 分配時：配当所得として課税されます（分配金に対して 20.315%）。
- 換金（買戻し）時および償還時：譲渡所得として課税されます（換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%）。
- 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。法人の場合は異なります。
- 税法が改正された場合などには、税率などが変更される場合があります。
  税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。
- 本商品は、NISA、iDeCo の対象ではありません。

NISA、iDeCo での取扱い

NISA（成長投資枠）	NISA（つみたて投資枠）	iDeCo
×	×	×

詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「税金」に記載しています。

7 その他参考情報

販売会社（当社）が作成した「契約締結前交付書面」	https://fwg.ne.jp/fund/services?_ControlID=TS25Control&_PageID=TS25503&_ActionID=LatestProspectusPdf4&compCd=AVQ&tsnKyukiCd=X6575&reportType=KK
組成会社が作成した「目論見書」	

契約締結にあたっての注意事項等をまとめた「契約締結前交付書面」、金融商品の内容等を記した「目論見書」については、ご希望があれば、紙でお渡しします。
本重要情報シート（個別商品編）は、東海東京証券がお客さまに商品をご説明するために作成したものです。当社の業務委託先金融商品仲介業者等の勧誘の際に、商品についてご質問等がある場合は、当該金融商品仲介業者等の所属営業員へご確認ください。

nuveen
A TIAA Company

投資信託説明書
（交付目論見書）
2025.07.01

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III－

東海東京 ヌビーン チャーチル プライベート・キャピタル ファンド

ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託／追加型／米ドル建て

※この交付目論見書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドは、特化型運用を行います。

※ファンド名の一部である「ヌビーン チャーチル プライベート・キャピタル ファンド」は、投資対象である「ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド（Nuveen Churchill Private Capital Income Fund）」を表します。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
UBS Management (Cayman) Limited

管理会社 ファンドの資産の運用および管理業務を行う者
UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド

受託会社 ファンドの受託業務を行う者
エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド

EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）でもご覧いただけます。

- ファンドの名称は、「UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III－東海東京 ヌビーン チャーチル プライベート・キャピタル ファンド」です。
- 米ドルにより表示され、表示通貨を「基準通貨」といいます。

＜ファンドの関係法人＞

ファンド運営上の役割	会社名等
管理会社	UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻しを行います。
受託会社	エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド ファンドの受託業務を行います。
報酬代行会社	ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 ファンドの報酬等支払代行業務を行います。
管理事務代行会社	エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務を行います。
保管会社	三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 ファンドの資産の保管業務を行います。
投資運用会社	東海東京アセットマネジメント株式会社 ファンドの資産運用業務および管理会社代行サービス業務を行います。
日本における販売会社	東海東京証券株式会社 ファンドの受益証券の日本における販売業務・買戻しの取次業務を行います。
代行協会員	東海東京証券株式会社 ファンドの代行協会員業務を行います。

＜管理会社の概要＞

（ｉ）設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島の会社法に基づいて、設立されました。

（ii）事業の目的

管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。管理会社は、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

（iii）資本金の額

管理会社の資本金の額は、2025年４月末日現在、735,000米ドル（約1億990万円）です。

（注）米ドルの円換算は、2025年３月末日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝149.52円）によります。以下、別段の定めのない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

（iv）会社の沿革

2000年１月４日設立

- この交付目論見書により行う「UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III－東海東京 ヌビーン チャーチル プライベート・キャピタル ファンド」（以下「ファンド」といいます。）の受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第５条の規定により、有価証券届出書を2025年６月30日に関東財務局長に提出しており、2025年７月１日にその届出の効力が生じております。
- 請求目論見書は、投資者の請求により日本における販売会社または販売取扱会社から交付されます（請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド（Nuveen Churchill Private Capital Income Fund）（以下「投資対象ファンド」といいます。）のクラスI受益証券を通じて、プライベート・キャピタルへの共同投資によって主としてインカム・ゲインの獲得と二次的に長期的な元本成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

① 主に大手プライベート・エクイティ・ファームが所有する米国の中堅企業に対し、直接オリジネートしたシニア・ローン等への投資を行います。

② 中堅企業のシニア・ローンへの中核投資に加え、ジュニア・キャピタルへの投資やその他流動性資産の保有によって資産クラスの多角化を図る一方、株式部分への共同投資を通じてかかる投資成果を享受することを目指し、目まぐるしく変わる市場環境において戦略的なポートフォリオの構築を実現します。

③ ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（以下「基準価額」といいます。）は、毎月の評価日に算出されます※。

※ファンドの基準価額は、原則として投資対象ファンドの純資産価額が海外において公表される日（通常、毎月の評価日から20ニューヨーク営業日後）の5ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。

④ 毎月の分配宣言日に分配方針※に従い、分配を決定します。

※後述する「分配方針」をご参照ください。

⑤ 毎月の取引日の基準価額に基づき購入を申し込むことができます。また、年4回（3月、6月、9月および12月）の買戻日の基準価額に基づき、換金（買戻し）を請求することができます。

ファンドは、日本証券業協会が定める特化型運用を行うファンドに該当します。特化型運用を行うファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを指します。特定の発行体が発行する銘柄の寄与度が10%を超える場合、当該発行体の発行する銘柄は支配的な銘柄に該当します。ファンドは、直接、投資対象ファンドであるヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンドに集中して投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資対象ファンドまたはその関係法人に債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

分配方針

- 原則として、管理会社が（ｉ）投資対象ファンドから受け取る分配金等、（ii）流動資産からの発生済み利息等、（iii）上記（ｉ）および（ii）から受領した配当等に対して発生した利息（上記（ｉ）から（iii）までを以下「インカム等収益」といいます。）ならびに（iv）受益証券に帰属する元本を勘案して分配金額を決定します。ただし、管理会社が適切とみなした場合、分配金を支払わないことがあります。分配金が支払われるという保証はありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

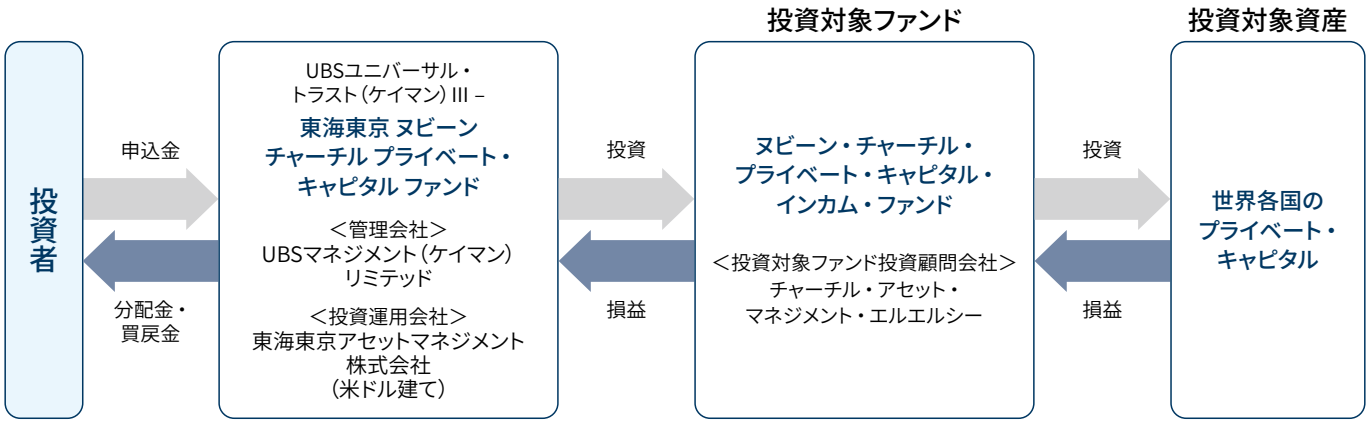

※ ファンドは主として投資対象ファンドの組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界各国のプライベート・キャピタル等となります。

主な投資制限

- ファンドは、デリバティブを使用せず、また、ファンドの勘定で借入れを行いません。

投資対象ファンドの運用会社「ヌビーン・グループ」の紹介

- ヌビーン・エルエルシー（以下「ヌビーン」といいます。）は米国最大級の退職年金給付プラン提供会社である「TIAA（米国教職員退職年金／保険組合）」（以下「TIAA」といいます。）傘下の資産運用部門
- TIAAは1918年にカーネギー財団により設立され、100年以上にわたり大学教職員の退職金の運用・給付サービスを提供
- ヌビーン・グループは2025年3月末現在、約1.3兆米ドル（約194兆円）の資産運用残高を有する。お客様からの資金受託と同時に親会社の自己資金を運用することでアセット・マネージャーであると同時にアセット・オーナーとして資産運用業務に従事

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から宣言されることにより支払われますので、分配が宣言されると、その金額相当分、１口当たり純資産価格は下がります。なお、分配の有無や金額は確定したものではありません。

分配は、発生した収益（純利益および純実現益）を超えて宣言される場合があります。その場合、分配宣言後の１口当たり純資産価格は前日の分配宣言後の１口当たり純資産価格と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしもファンドの収益率を示すものではありません。

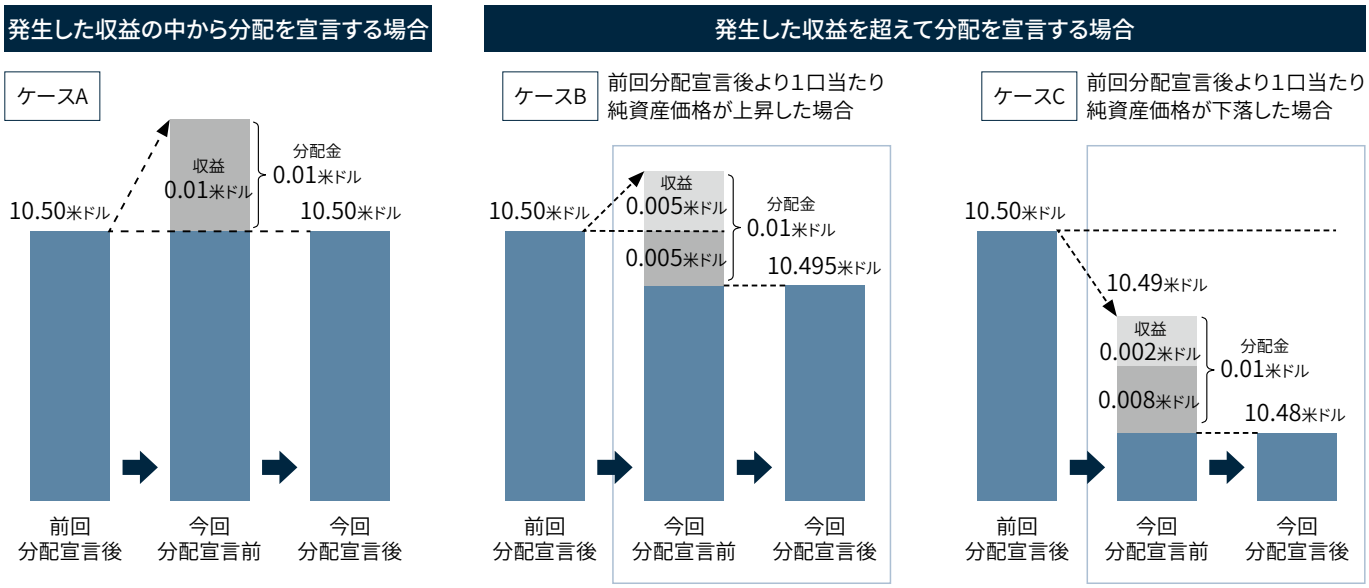

投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、毎月の分配金の支払により、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。この場合においても、元本の一部払戻しに相当する部分は、分配金として課税対象となります。

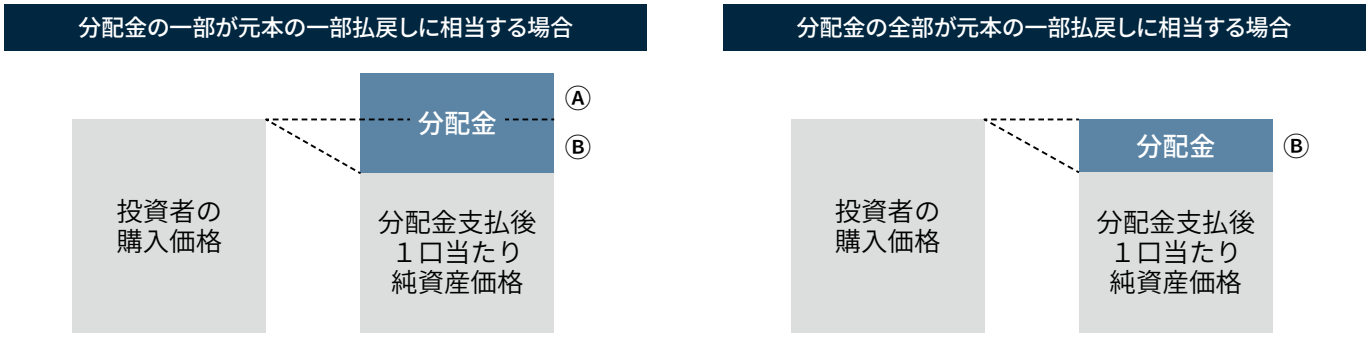

※購入価格を上回る部分（Ⓐ部分）だけでなく、購入価格を下回る部分（Ⓑ部分）についても、分配金として課税対象となります。

※購入価格を下回る部分（Ⓑ部分）についても、分配金として課税対象となります。

（注）分配金に対する課税については、本書の「ファンドの費用・税金」の「税金」をご参照ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。
- ファンドは、その財産を主として投資対象ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資対象ファンドにおけるリスクも伴います。

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書（請求目論見書）の該当箇所をご参照下さい。

＜投資リスク＞

投資全般に関するリスク

過去の運用実績は参考であり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。
経済・市場環境、運用戦略に応じパフォーマンス／基準価格は大きく変動することがあります。テロ、疫病や天災、その他不可抗力、サイバーセキュリティやBCP（事業継続計画）に関するリスク等によりパフォーマンス／基準価格が影響を受けることがあります。
将来的に運用担当者が変更になることがあります。必要に応じ予告なく運用方針等を変更することがあります。

投資対象資産に関するリスク

投資対象ファンドによるプライベート・クレジット投資にはリスクがあり、投資の一部または全部を失う可能性があります。

ローンに関するリスク

投資対象ファンドの主たる投資先は、米国ローン市場のミドル・マーケットに属する非公開有負債企業で、総じてリスクが高い企業群です。デフォルトや倒産のリスクがあります。投資後の経営関与に困難が生じる、または予期せぬ損害を被る可能性があります。主要投資先である業種（例：ビジネス・サービス、ヘルスケア、テクノロジー等）の固有リスクがパフォーマンスに影響することがあります。
投資対象ファンドが投資する可能性のあるローンには、第一順位、第二順位、第三順位担保付ローン、または無担保のローンが含まれます。投資するローンは通常、投資適格未満に格付けされるか、または格付けが付与されていません。他のプライベート・キャピタル（シンジケート・ローン、コベナンツ・ライト・ローン、単一トランシェ・ローン、エクイティ共同投資等）に投資することがあります。投資するローン等は、信用リスク、流動性リスク、投資適格未満の商品リスクを含む多くのリスクにさらされます。期前弁済により運用利回りが低下することがあります。利払いが発行差金または現物支払の形式をとることがあります。
調達した資金を充足するための十分な投資機会／案件が適時に得られない、または投資機会／案件に対し十分な資金を調達できない場合があり、パフォーマンスに影響を及ぼすことがあります。

優先担保

ローン、債券投資に伴い投資先企業から差し入れられた担保には、時間の経過とともに価値が減少するか、または完全に消滅するリスク、適時に売却することが困難であるリスクおよび評価が困難であるリスクがあります。また、投資先企業のビジネスの成功度合いと市場の状況に基づいて担保の価値が変動するリスクがあります。状況によっては、担保権が契約上または構造上、他の債権者の請求権に劣後する場合があります。したがって、担保が設定されている場合でも、ローンや債券の元本および利息が条件通りに支払われることが保証されるわけではなく、投資の一部または全部が失われる可能性もあります。

投資対象ファンドの組入比率は高位を保ちますが、オペレーション状況によって組入比率が変動することがあります。

金利リスク

投資対象ファンドは、金利変動リスクにさらされています。一般的な金利変動は、投資対象ファンドの投資および投資機会に重大なマイナスの影響を与える可能性があり、したがって、投資対象ファンドの収益率に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、金利が上昇すると、投資対象ファンドの資金借入れコストが高くなり、その結果、ファンド運用に影響を及ぼす可能性があります。
金利上昇の環境においては、変動利付債務に基づく支払いは一般的に増加し、そのような変動利付債務の債務者の多くが、増加した金利コストを支払うことができない可能性があります。変動利付債券への投資は、その金利が一般的な市場金利と同程度または同じ速度で上昇しない場合、価値が下落する可能性もあります。

マクロ景気変動リスク等

経済成長鈍化や景気後退、またはインフレーションなどのマクロ経済要因が、保有資産の評価額を通じファンドのパフォーマンス／基準価額に影響を及ぼします。

流動性リスク

投資対象ファンドの組入資産の多くは上場されておらず、また、流通市場で活発に取引されておらず、転売には法的およびその他の制限がある等、上場有価証券等に比べて流動性が低い資産です。希望するときに、資産を売却することが困難になる可能性があります。さらに、投資対象ファンドがそのポートフォリオのすべてまたは一部を迅速に清算する必要がある場合、帳簿上の評価額よりも著しく低い価格でしか売却できずに損失を被る可能性があります。

為替変動リスク

投資対象ファンドは、米ドルでのみ資産を保有します。
ファンドの受益証券は、米ドル建てのため、投資者が米ドル貨から投資する場合には、ファンドの受益証券に対する為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて投資を行う場合には、為替変動のリスクを直接受けます。したがって、円高局面では、投資家の円貨で評価した資産価値が下落する可能性および換金（買戻し）代金や支払分配金額が下落するおそれがあります。

組入資産の評価に関するリスク

投資対象ファンドの組入資産の多くは、上場されておらず、また、流通市場で活発に取引されているものではありません。それらの資産は市場相場での評価ができないため公正価値で評価されます。公正価値は、月次にて投資対象ファンドの評議会が採用するプライシング・ポリシーに従って決定され、評議会の監視を受けます。公正価値は、非公開有価証券の市場が存在した場合に使用されたであろう価値とは大きく異なる可能性があります。そのため、組入資産を実際に売却する際に適用される価額と大きく異なる場合があります。
投資対象ファンドでは、投資しているローンや債券は市場価値または公正価値で評価されます。評価額が簿価を下回る場合、その差額は評価損として計上されます。評価損は、投資先企業が当該ローンや債券に関する返済義務を履行できないことを示している可能性があります。これにより、将来的に実現損失が発生し、将来の分配に利用できる投資対象ファンドの運用収益が減少する可能性があります。また、投資対象ファンドの組入資産の評価額の下落は投資対象ファンド純資産価額の下落要因となります。

レバレッジに関するリスク

投資対象ファンドは通常借入れ等を利用して自己資金を超える資金で投資を行います（レバレッジ）。レバレッジは、リターンを高める可能性を秘めていますが、損失を増加させるリスクもあり、一般的にリターンの変動性（ボラティリティ）を高めることになります。
一般的に借入れ等の資金調達にはコストがかかるため、投資対象ファンドの総コストを高めることになります。また、資金調達環境の変化により、投資対象ファンドの資金調達が困難になったり、そのため投資している資産を不利な条件で売却せざるを得なくなるなどのリスクもあります。借入時の制約がファンド運営に影響を及ぼす可能性もあります。

買戻しに関する制限

投資対象ファンドは、四半期ごとに投資対象ファンド受益証券の買戻しを受け付けていますが、投資対象ファンドの評議会がその裁量により買戻しの条件の変更を行う、または受益証券を適時に処分できなくなる可能性があります。また、買戻しを申込んだ口数の一部のみ買戻しが行われる可能性があります。
管理会社は、その絶対的な裁量により適正とみなす場合（投資対象ファンドの買戻制限により投資対象ファンドの買戻しが制限され、または妨げられる場合が含まれます。）には、（受託会社と協議の上で）買戻請求の数量を管理会社が定める口数もしくは金額に制限し、または当該買戻請求の受付を停止することができます。管理会社が買戻請求の数量を制限し、または受益証券の買戻しを停止した場合、受益者は自らの受益証券の買戻しを受けることはできません。

法令・規制、税制に関するリスク

投資対象ファンドは米国法に準拠する非上場事業開発会社であり、様々な法令・規制、税制上の制約を受けており、状況によってはファンド運営に影響を及ぼす可能性があります。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。
投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

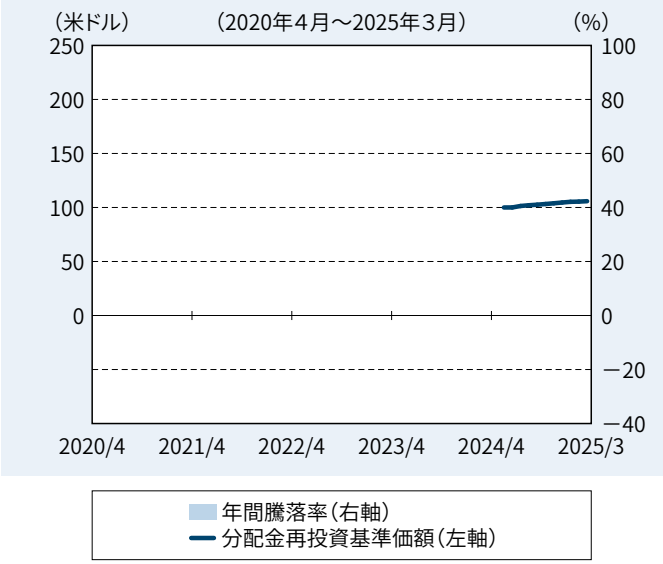

※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
※ファンドは、2024年5月21日より運用を開始しており、本書の日付直近1年間の騰落率がないため、年間騰落率を表示できません。
※分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（課税前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

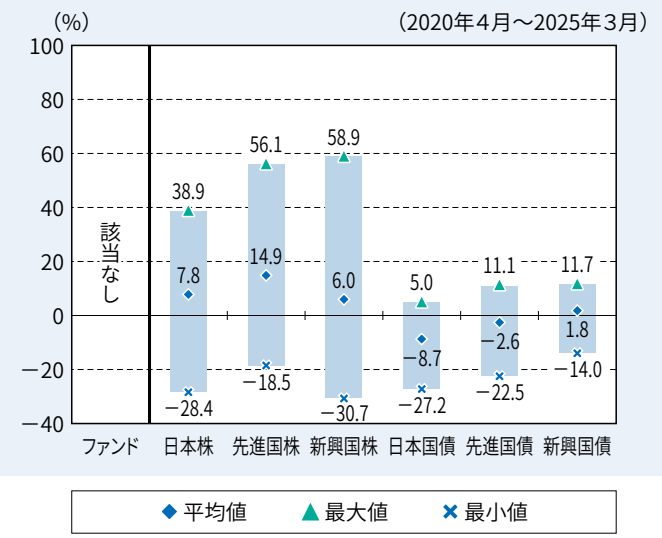

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドは、2024年5月21日より運用を開始しており、本書の日付直近1年間の騰落率がないため、年間騰落率を表示できません。

＜各資産クラスの指数について＞

日　本　株・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込）
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込）（米ドルベース）
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込）（米ドルベース）
日本国債・・・FTSE日本国債インデックス（米ドルベース）
先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス（米ドルベース）
新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス（米ドルベース）

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。
※日本国債、先進国債、新興国債の各指数は、2020年4月～2025年3月分から上記のとおり変更しています。
※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.（FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数（TOPIX）（配当込）を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込）（米ドルベース）をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込）（米ドルベース）をMSCI INC. から、FTSE日本国債インデックス（米ドルベース）をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス（米ドルベース）をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス（米ドルベース）をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しています。）より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

運用実績

1口当たり純資産価格および純資産の推移

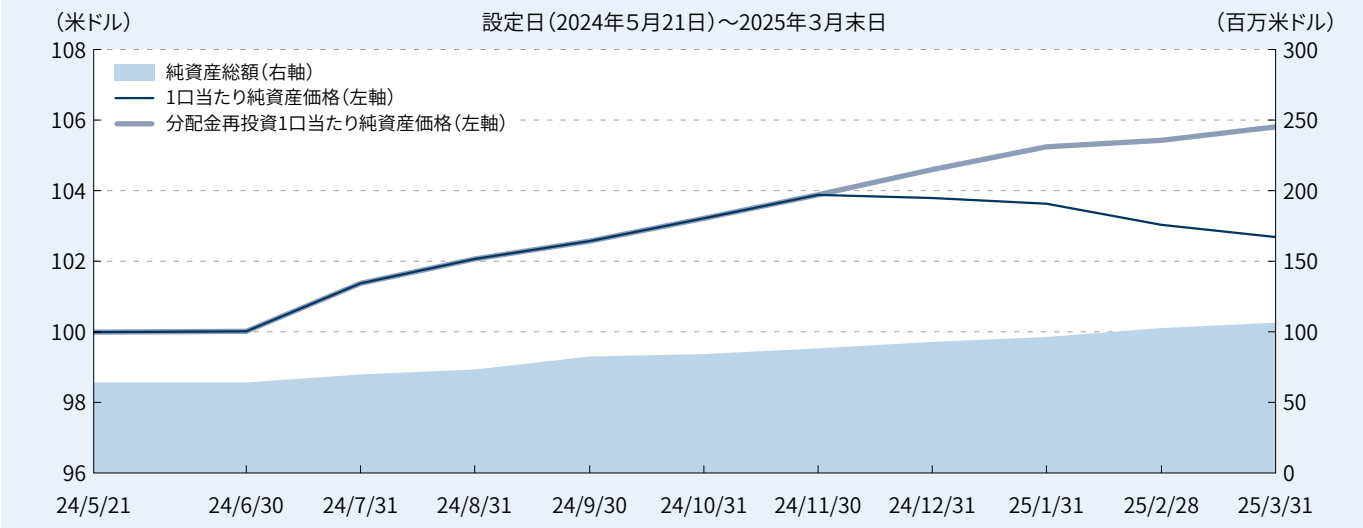

分配の推移（税引前）

（税引前）

	1口当たりの分配額	
	米ドル	円
第1会計年度 （2024年5月21日～2024年12月末日）	0.80	120
2025年1月末日	0.80	120
2025年2月末日	0.80	120
2025年3月末日	0.70	105
設定時からの総額 （2024年5月21日～2025年3月末日）	3.10	464

（注）円貨への換算は、対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、小数点第1位を四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。

主要な資産の状況

（2025年3月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
投資信託受益証券	米国	93,901,219	88.2
現預金・その他の資産（負債控除後）		12,538,287	11.8
合計 （純資産総額）		106,439,506 （約15,915百万円）	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

収益率の推移

（注）収益率（%）＝100×（a－b）÷b
　　a＝暦年末（2025年については3月末日）の1口当たりの純資産価格＋当該期間の分配金の合計額
　　b＝当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格、2024年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格

手続き・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	2025年7月1日（火曜日）から2026年6月30日（火曜日）まで （期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）
購入の申込日	毎月18日（国内営業日ではない場合は前国内営業日）（以下「申込受付日」といいます。）のお申込み受付分が、その月の取引日の基準価額での購入となります。 ※購入は月1回となります。
購入の 申込締切時間	毎月の申込受付日の午後3時まで（販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したもの）
購入単位	300口以上1口単位
購入価額	お申込みを受け付けた月の取引日の基準価額 ＊原則として投資対象ファンドの純資産価額が海外において公表される日（通常、購入のお申込みを受け付けた月の評価日から20ニューヨーク営業日後）の5ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。
購入代金	国内約定日から起算して4ファンド営業日目までに申込金額および申込手数料を支払うものとします。日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資家に依頼する場合があります。 （注）「国内約定日」とは、購入の注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、上記の購入価額が公表される日）をいいます。 ※支払い通貨については販売会社または販売取扱会社にお問い合わせ下さい。
換金（買戻し）の 申込日	2月、5月、8月および11月の18日（国内営業日ではない場合は前国内営業日）のお申込み受付分が、翌月の買戻日の基準価額での換金（買戻し）となり、それ以外の期間は換金（買戻し）のお申込みの受付を行いません。 ※換金（買戻し）は年4回となります。 （注）「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各3月、6月、9月および12月の各取引日および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
換金（買戻し）の 申込締切時間	原則として、換金（買戻し）の申込日の午後3時まで（販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したもの）
換金（買戻し）単位	1口以上1口単位
換金（買戻し）価額	お申込みを受け付けた翌月の買戻日の基準価額 ＊原則として投資対象ファンドの純資産価額が海外において公表される日（通常、換金（買戻し）のお申込みを受け付けた翌月の評価日から20ニューヨーク営業日後）の5ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。
換金（買戻し）代金	原則として、国内約定日から起算して4ファンド営業日目から日本における販売会社または販売取扱会社を通じて支払われます。 （注）「国内約定日」とは、換金の注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、上記の換金価額が公表される日）をいいます。 ※支払い通貨については販売会社または販売取扱会社にお問い合わせ下さい。
取引日および評価日	毎月最終暦日および／または管理会社が随時決定するその他の日
国内営業日	東京の商業銀行が営業を行う日（土曜日および日曜日を除きます。）および／またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日
ニューヨーク営業日	ニューヨークにおいて商業銀行が営業を行う日（土曜日および日曜日を除きます。）および／またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日

ファンド営業日	ニューヨーク、ダブリン、ロンドンおよび東京において商業銀行が営業を行う日（土曜日および日曜日を除きます。）および／またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日
ファンド障害事由	管理会社の単独の裁量により、ファンドについて価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与える事由が発生している場合に発生しているとみなされます。
換金（買戻し）制限	受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、管理会社は買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数および方法を限定することができます。なお、投資対象ファンドは、その発行済受益証券総数の５％を上限として四半期ごとに買戻しを行う予定です。管理会社および／または投資運用会社が、受託会社との協議の上、ファンドの投資対象の清算が実行不可能であると判断した場合（投資対象ファンドが停止を宣言した場合または買戻請求を制限した場合を含みますが、これらに限定されません。）、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を拒否する選択をすることができます。この場合、当該制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者が同じ割合で当該受益証券を買い戻すことができるよう、比例配分により適用されます。翌四半期以降に解約を行う場合には再度お申込みが必要です。 ※投資対象ファンドで買戻しの応募受益証券口数が買戻可能受益証券口数を上回った場合、投資対象ファンドでは比例配分（プロラタ方式）して換金が行われます。
購入・換金（買戻し）申込受付の中止および取消し	受託会社は、純資産総額の決定を停止する状況が発生した場合、ファンド障害事由が発生した場合、または、管理会社と協議の上、以下の事由が発生した場合、受益証券の発行（申込み）および買戻しを停止し、ならびに／または受益証券の買戻請求をした者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。 ①管理会社および／または投資運用会社と協議の上、受託会社の判断により、（i）ファンドの資産の一部もしくは全部の処分ができない、または（ii）当該処分金の移転が合理的な方法で実行できない場合、もしくは当該処分の実行が受益者の最良の利益にならない可能性がある場合 ②投資対象ファンドが（i）投資対象ファンドの受益証券の発行または償還の停止、および／または（ii）投資対象ファンド純資産価額の算出の停止を宣言する場合 ③管理会社と協議の上、受託会社の判断により、純資産総額が公正かつ合理的方法により算出できない場合 ④受託会社、管理会社および／または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して閉鎖され、または相当に妨げられる場合 ⑤受託会社、管理会社および／または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合
設定日	2024年5月21日
信託期間	2163年12月１日まで

繰上償還 （ファンドの終了）	以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。 1. ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合 2. ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合 3. 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合 4. 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合 5. 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合 6. ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合 また、以下の強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は、強制的に買い戻されます。 i. いずれかの評価日の純資産総額が、10,000,000米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が全ての受益証券は全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合 ii. 受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合（投資対象ファンドが繰上終了した場合も含まれますが、これに限定されません）
決算日	毎年12月31日
収益分配	毎月末の分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。ただし、管理会社が適切とみなした場合、分配金を支払わないことがあります。
純資産総額の 限度額	上限10億米ドル 管理会社が、その裁量により上記の金額に達していない状況でも募集の停止を行う場合があります。
運用報告書	管理会社は、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。 交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。
課税関係	ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。 ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
その他	受益証券の申込を行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

※これらの詳細につきましては、投資信託説明書（請求目論見書）の該当箇所をご参照下さい。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

●投資者が直接的に負担する費用

<table>
<tr><td>購入時手数料</td><td>購入は、口数でのみお申込みいただけます。
購入時手数料の額は、購入口数に応じて次に掲げる率を乗じて得た額とします。
<table>
<tr><th>購入時の申込口数</th><th>手数料率</th></tr>
<tr><td>2,000口未満</td><td>購入代金の3.3%（税抜3%）</td></tr>
<tr><td>2,000口以上5,000口未満</td><td>購入代金の2.2%（税抜2%）</td></tr>
<tr><td>5,000口以上10,000口未満</td><td>購入代金の1.65%（税抜1.5%）</td></tr>
<tr><td>10,000口以上50,000口未満</td><td>購入代金の1.1%（税抜1%）</td></tr>
<tr><td>50,000口以上</td><td>購入代金の0.55%（税抜0.5%）</td></tr>
</table>
購入時手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社または販売取扱会社に支払われます。詳しくは販売会社または販売取扱会社にお問い合わせ下さい。</td></tr>
<tr><td>換金（買戻し）手数料</td><td>ありません。</td></tr>
</table>

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

<table>
<tr><td>管理報酬等</td><td>ファンドの資産から支払われる総報酬は、純資産総額の年率2.26%程度です(注1)。
<table>
<tr><th></th><th>手数料</th><th>対価とする役務の内容</th><th>報酬料
（年率は純資産総額に対する割合）</th></tr>
<tr><td rowspan="9">内訳</td><td>報酬代行会社報酬</td><td>管理会社報酬等の支払い代行業務</td><td>年率0.20%(注2)</td></tr>
<tr><td>管理会社報酬</td><td>ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務</td><td>年間5,000米ドル</td></tr>
<tr><td>受託会社報酬</td><td>ファンドの受託業務</td><td>年間10,000米ドル</td></tr>
<tr><td>投資運用会社報酬</td><td>ファンドの資産運用業務およびファンドの管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務</td><td>年率0.55%</td></tr>
<tr><td>代行協会員報酬</td><td>ファンド証券の（1口当たりの）純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社または販売取扱会社への交付業務等</td><td>年率0.15%</td></tr>
<tr><td>保管会社報酬</td><td>ファンドの資産の保管業務</td><td>年率0.03%(注3)</td></tr>
<tr><td>管理事務代行報酬</td><td>ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務</td><td>年率0.08%(注3)</td></tr>
<tr><td>販売報酬</td><td>受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理</td><td>年率0.50%</td></tr>
<tr><td>投資対象ファンド投資顧問会社の運用報酬および成功報酬</td><td>投資対象ファンドの運用業務</td><td>投資対象ファンドの純資産総額の年率0.75%および成功報酬(注4)</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>その他の費用・手数料(注5)</td><td>上記の報酬のほか、設立費用、監査報酬、目論見書等の印刷費用、信託財産の処理に関する費用、設定後の法務関連費用、信託財産にかかる租税等がファンドの信託財産から支弁されます。</td></tr>
</table>

（注1）管理事務代行および保管報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。
（注2）管理会社報酬は年間5,000米ドル、受託報酬は年間10,000米ドルであり、年率0.20%の報酬代行会社報酬から支弁されます。
（注3）保管報酬は最低年間18,000米ドル、管理事務代行報酬は最低年間60,000米ドルが設定されております。
（注4）成功報酬は、投資対象ファンドのインカムについて利益率が年率6%を超え年率7.06%に達するまでの部分は年率6%を超える部分に対して100%、年率7.06%を超える部分は年率7.06%を超える部分に対して15%、および累積実現キャピタル・ゲインに対して15%です。
（注5）その他費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を記載することができません。
（注6）手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書（請求目論見書）の該当箇所をご参照下さい。

税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。
●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および住民税(注)	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
換金(買戻し)時 および償還時	所得税および住民税(注)	譲渡所得として課税 換金(買戻し)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および住民税が課されます。
●上記は、2025年4月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
●法人の場合は上記とは異なります。
●税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第３７条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面及び目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第３７条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第２８条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	東海東京証券株式会社　金融商品取引業者　東海財務局長(金商)第 140 号
本店所在地	〒４５０－６２１２ 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人日本 STO 協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	６０億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	２００８年１０月８日
連絡先	お取引のある本支店等又は カスタマーサポートセンター（０１２０-７４６-１０４）にご連絡ください。

東海東京証券からのお知らせ

投資信託のご購入時にご負担いただく費用について

投資信託のご購入に際して、購入時手数料(販売手数料)をご負担いただく場合があります。

購入時手数料率(販売手数料率)は、同一の投資信託を購入する場合でも、購入する口数(金額)によって異なる場合があります。

＜購入時手数料(販売手数料)の例＞

（例１）　口数指定で購入する投資信託の場合

当社における購入時手数料は、約定金額(購入口数×約定日の基準価額)に、手数料率(3.30%(税抜 3.0%))を乗じて次のように計算します。

購入時手数料＝購入口数×基準価額×3.30%(税抜 3.0%)

例えば、基準価額 10,000 円の時に 100 口購入いただく場合(当初 1 口＝1 万円の場合)は、

購入時手数料＝100 口×10,000 円×3.30%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円お支払いいただくこととなります。

（例２）　金額指定で購入する投資信託の場合

当社における購入時手数料は、約定金額(購入口数×約定日の基準価額)に、次の手数料率を乗じた額とします。

購入時手数料率：3.30%(税抜 3.0%)

例えば、100 万円の金額指定で購入いただく場合、指定金額(お支払いいただく金額)の 100 万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません。

（例３）　約定金額指定で購入する投資信託の場合

当社における購入時手数料は、約定金額(購入口数×約定日の基準価格)に、次の手数料を乗じた額をします。

購入時手数料率：3.30%(税抜 3.0%)

例えば、100 万円の約定金額指定で購入いただく場合、指定金額の 100 万円に加えて購入時手数料(税込)をいただきます。

購入時手数料＝1,000,000 円×3.30%＝33,000 円

となり、合計 1,033,000 円お支払いいただくこととなります。

※（例１)、(例２)、(例３)において記載している購入時手数料は、手数料計算の一例として記載しているものです。購入時手数料率は投資信託により異なります。また、同一の投資信託を購入する場合でも、購入する口数(金額)によって異なる場合があります。

※口数指定や金額指定による購入の可否は、投資信託の銘柄ごとに異なり、いずれか一方の取扱いができない場合があります。

2023.12

購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料（販売手数料）は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料（販売手数料）が 3%（税抜）の場合

【保有期間】　　【1年あたりのご負担率（税抜）】

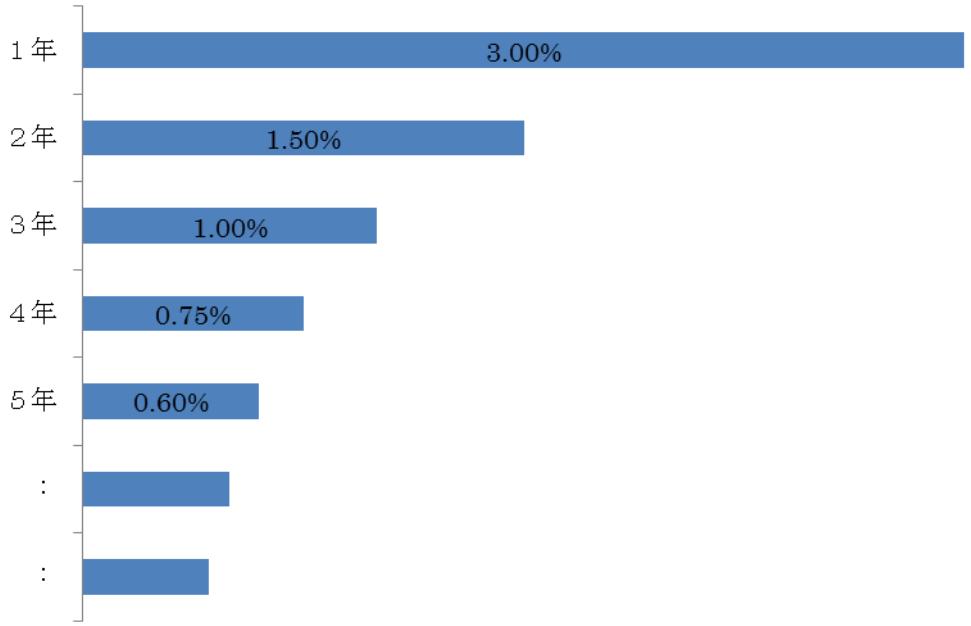

※投資信託によっては、購入時手数料（販売手数料）を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の、購入時手数料（販売手数料）のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）又は目論見書補完書面でご確認ください。

＜リスクと諸費用等について＞

投資信託は、主に国内外の株式や債券等を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、発行会社の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資を行う場合は、為替の変動により損失を被ることがあります。投資信託をご購入の際には、銘柄ごとに設定された販売手数料、信託財産留保額及び信託報酬等の諸経費等をご負担いただきます。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

当社の概要

商号等　東海東京証券株式会社　金融商品取引業者　東海財務局長（金商）第 140 号

加入協会　日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人日本 STO 協会

2023.12

東海東京　ヌビーン　チャーチル　プライベート・キャピタル　ファンド
購入時手数料について

①購入時手数料
購入時手数料（販売手数料）の額は 申込口数 に応じて、以下の手数料率を乗じて得た額とします。

申込口数	手数料率
2,000口未満	3.3000%（税抜3.00%）
2,000口以上5,000口未満	2.2000%（税抜2.00%）
5,000口以上10,000口未満	1.6500%（税抜1.50%）
10,000口以上50,000口未満	1.1000%（税抜1.00%）
50,000口以上	0.5500%（税抜0.50%）

②購入単位
300口以上1口単位

東海東京証券株式会社

東海東京証券